

労働基本権を侵害する大阪市の違法な職員アンケートの撤回と廃棄を求める声明

2012 年 2 月 20 日

日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）議長

東海林 智

大阪市は本年 2 月 9 日、市職員に市職員に対する政治活動・組合活動についてアンケートを実施するとして各所属長に指示した。アンケートは 2 月 1 6 日までに回答するよう求め、「市長の業務命令」であり、「正確な回答がなされない場合には処分の対象となりえる」旨記載され、橋下市長の署名が付されている。しかし、その内容は憲法に保障された団結権など労働基本権を侵害するものであり、かつ、重要な権利である表現の自由や思想・良心の自由をも侵すものである。2 月 1 7 日に担当する市特別顧問の野村修也弁護士が回答の開封や集計を凍結する旨を会見で述べているが、違法なアンケートが凍結されるのは当然である。日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）は、違法なアンケート実施の完全撤回とともに、回収したアンケートの廃棄を強く求める。

アンケートでは質問項目としてある、「組合に加入することによるメリットをどのように感じるか」、「組合に加入しない（脱退する）ことによる不利益はどのようなものがあるか」「組合にどのような力があると思うか」など組合活動への露骨な支配・介入であり、明らかな不当労働行為である。しかも、アンケートに答えることを「業務命令」として命じているが、職務上の命令は、職務に関連したものでなければならない。このアンケートによって実質的には密告を奨励する形になり、職場の人間関係を息苦しいものとし、自由に物言える雰囲気奪うことになる。

また、政治活動への参加歴や勤務時間外に行われた正当な組合活動に、政治活動についても一律に問題視して回答を求めている。公務員であっても政治活動や政治的意見の表明は保障されており、不必要で不当な質問である。さらに、アンケートでは、「正確な回答がなされない場合には処分の対象になる」「自らの違法行為について真実を報告した場合は懲戒処分の標準的な量定を軽減する」などが市長からのメッセージとして付言されている。これらは、アンケートの項目である政治活動・組合活動が、あたかも全て違法行為であるかのように決めつけ、脅しをもって回答を強制している。個人、個人では弱い立場の労働者を脅し、団結権のみならず、思想信条の自由、プライバシー権まで侵害するものであり断じて認められない。

大阪市のこうした一連の非常識な動きに、日本弁護士連合会などの法曹関係者や学者などから批判の声が上がり、労働界からも連合を始め全労連などナショナルセンターを越えて非難の声が上がり、撤回を求める動きが広がっている。私たち M I C はこうした動きに連帯し、共に撤回を求める声を上げてゆく。この問題は、ひとり大阪市職員組合の問題にとどまらない。こうした無法がまかり通れば、それは、私たち全ての労働者の権利に跳ね返ってくる。私たちは幅広い労働者の連帯でこの事態に毅然として対応してゆく。